

議案第 34 号

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
について

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例につ
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営に関する基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 市内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第 1 号 被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね 1,000 人未満	前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人 未満	前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人 未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び 専らその職務に従事する常勤の前項第 2 号又は第 3 号に掲げる 者のいずれか 1 人

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第 4 条 地域包括支援センターは、橋本市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。